

議案第16号

調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぼあんを設置するため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に設置する」を「（国領センターの分室である調布市入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぼあん（以下「ぷちぼあん」という。）にあっては、調布市入間町3丁目22番地5）に設置する」に改める。

第3条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、ぷちぼあんにあっては、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）及び第2号に掲げる事業を除く。

第3条第1号中「介護保険法第8条第7項に規定する通所介護，同条」を「通所介護，介護保険法第8条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。